

## 資料 3 2

### 被害者を支援する職員に対する専門研修等について（厚生労働省）

#### 1. 全国研究協議会：厚生労働省と都道府県で共催

##### (1) 全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会

目的 現状の把握と課題を整理するとともに、効果的な事業運営のあり方について研究、協議を行い、婦人保護事業の推進を図る。

対象 各都道府県婦人相談所長及び婦人保護主管係長

内容 毎年11月頃2日間の予定で、喫緊の課題についての有識者による講演及び分科会において都道府県における取組み状況や課題について情報交換し、研究協議を行う。

##### (2) 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会

目的 婦人相談員、心理判定員のより専門的な知識と技術の向上を図る。

対象 婦人相談員、心理判定員

内容 毎年10月頃2日間の予定で、専門性の向上を図るための有識者による講演及び実務等における課題や問題点について整理し、専門家からの助言を受け対応策等の考察、検討を行う分科会を実施する。

#### 2. 都道府県研修：各都道府県が実施主体

目的 配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深める。

対象 婦人相談所、福祉事務所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間団体等の職員及び婦人相談員、母子自立支援員等

内容 内容、形式、日程等、都道府県が任意に決定して実施する。

(例) 内容：「配偶者からの暴力の基礎知識」「相談・保護及び支援等に関する実務」「危機管理」等

形式：演習、講演、分科会等

日程：1日～定期的に数回

国は、都道府県が実施する専門研修に対して、予算の範囲内で補助する。